

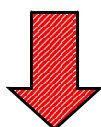
申請手続きについて

平成17年度に機構の評価を希望する場合は、「大学機関別認証評価申請要項」に基づいて申請手続きを行っていただくこととなります。

この要項は、機構が認証評価機関として認証された場合、申請書様式も含め、速やかに各大学に通知するとともに、機構のウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）に公開します。

1. 申請手続きの流れ

平成17年 1月 申請



- ・評価を希望する大学は、機構の定める申請書を機構に提出してください。
- ・申請の期間は、平成17年1月末までを予定しています。

平成17年 2月 申請受理通知の送付



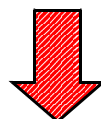
- ・機構は、各大学からの申請受付後、申請大学に対し申請受理通知を送付します。

平成17年 4月 請求書の送付



- ・機構は、請求書を評価対象大学に対し送付します。

平成17年 6月末 評価手数料支払



- ・評価対象大学は、平成17年6月末までに機構指定の銀行口座に評価手数料を振り込んでください。

平成17年 7月 評価の着手



- ・機構は、自己評価書の提出及び評価手数料の支払確認後、評価に着手します。

平成18年 3月 評価の完了

- ・機構は、評価報告書を評価対象大学に対し送付します。併せて、その設置者、文部科学大臣に報告し、社会に公表します。

申請手続き等については、現在検討中であり、内容等について若干の変更もあり得ます。

2. その他留意事項

- (1) 平成17年度に申請が可能な大学は、平成17年3月31日現在において、大学としての学年進行を終了し、完成年度を迎えている大学とします。
- (2) 評価手数料については、現在未定であり、政府予算決定後に確定します。（配付資料2「大学機関別認証評価実施大綱」P6 評価費用の徴収 参照）